

9 利用開始後の手続き

状況ごとに必要な手続きについて

状況	必要書類	備考
世帯構成の変更等により名字が変わった場合	認定申請内容変更届	—
市内で転居した場合	認定申請内容変更届	—
名古屋市外に転居した場合	保育利用辞退届 認定取消届	認定は取り消され、2・3号認定の方は退所になります。
3歳未満のお子さん(3号認定)で、保育の必要性がなくなった場合	保育利用辞退届 認定取消届	認定は取り消され、退所になります。
3歳以上のお子さん(2号認定)で、保育の必要性がなくなった場合	認定変更申請書 保育利用辞退届	1号認定になり、1号認定の定員のない施設は退所になります。
認定期間が満了した後で、引き続き施設利用が必要な場合	認定変更申請書	認定期間満了前に申請書をご提出ください。
就労先を変更したが、保育の必要な事由は変わらない場合	—	就労証明書を区民生子ども課・支所区民福祉課にご提出ください。
求職活動をしてきたが就職が決まった場合	認定変更申請書	就労証明書を区民生子ども課・支所区民福祉課にご提出ください。
就労で利用しているが、育児休業を取得する場合	認定変更申請書	就労証明書等、育児休業期間のわかる書類を区民生子ども課・支所区民福祉課にご提出ください。
短時間認定を受けている人が標準時間認定に変更したい場合	認定変更申請書	就労証明書等、保育時間の変更内容がわかる書類を区民生子ども課・支所区民福祉課にご提出ください。
世帯構成の変更があり、利用者負担額(保育料)が変わる可能性がある場合	認定変更申請書	—
産前産後期間(産前8週間から産後8週間)に該当することになった場合	認定変更申請書	母子健康手帳の写し等、出産予定日のわかる書類を区民生子ども課・支所区民福祉課にご提出ください。
満3歳になり、3号認定から2号認定にかわる場合	—	手続きは不要です。2号認定の認定証を送付いたします。